

平成17年4月20日
近畿管区行政評価局

有料老人ホームの表示に関する行政評価・監視 (行政評価・監視結果に基づく通知)

本行政評価・監視は、当局(局長:大寺廣幸)が平成16年12月から17年3月にかけて独自に地域的に調査を行った結果に基づき、公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所に対して、平成17年4月20日に改善意見を通知したものです。

「有料老人ホーム等に関する不当な表示」(平成16年4月2日 公正取引委員会告示第3号)が指定されて以降、総務省として今回が初めての調査です。

総務省近畿管区行政評価局
第2部第3評価監視官室
電話(直通) 06-6941-8956
(FAX) 06-6941-8999

概略

背景

- ・ 介護保険制度(平成12年4月開始)において、一定の職員、設備等の要件を満たし、「特定施設入所者生活介護事業所」の指定を受けた有料老人ホームが提供する介護サービスが介護保険給付の対象となったことなどに伴い、近年、その数が増加している(参考資料2)
- ・ 有料老人ホームへの入居に際して、高額な費用を必要とされることが多い
- ・ 入居者の多くは、有料老人ホームを終の棲家として選択

- ・ 有料老人ホームの広告の中には、表示と実態が異なっているなどの問題があるとの指摘あり
- ・ 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)による商品及びサービスの価格や取引条件に係る表示規制

「有料老人ホーム等に関する不当な表示」(平成16年4月2日公正取引委員会告示第3号)が指定され、平成16年10月1日から施行。

公取近畿事務所の取組み

- ・ 有料老人ホーム等の表示実態調査
- ・ 社団法人全国有料老人ホーム協会の指定告示説明会への講師派遣等
- ・ 有料老人ホーム等における不当表示の未然防止

通知事項

今回の行政評価・監視の結果、以下の点について改善すべき事項を通知

- 1 事業者における適正な表示の確保及び消費者保護の観点から、
 - ・ 事業者における指定告示等の遵守の徹底を図ること
 - ・ 指定告示等関係情報提供の充実を図ること
- 2 新聞広告等における表示の適正化を図る観点から、
 - ・ 広告代理店等で組織される団体と協力しながら、広告代理店等に対する指定告示等の周知をより一層図ること

公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所
(平成17年4月20日)

通知事項1

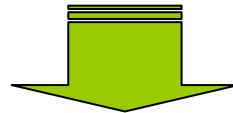
調査結果

当局実地調査の結果、指定告示等に照らして、適切でないと思われる表示が15施設42件みられた。

主な事例

- ・ チラシに建物の写真を表示するに際し、有料老人ホームが当該建物を所有していないにもかかわらず、その建物の所有者名又は権利形態を表示していないもの
- ・ チラシ等において、「協力医療機関」の文言を表示しているにもかかわらず、当該協力医療機関の名称を表示していない、あるいは具体的な協力内容を表示していないもの
- ・ 職員体制について、「生活相談員」を常勤配置しているかのように表示しているが、実際には他の職種と兼務しており、「生活相談員」を常勤配置していないもの
- ・ 管理費などの名目と費用額を表示しているが、当該費用の用途を表示していないもの

※ 実地調査:大阪府内及び兵庫県内に所在する有料老人ホーム156施設
(平成16年10月現在)中18施設の協力を得て調査。



通知要旨

事業者における適正な表示の確保及び消費者保護の観点から、

- ・ 管内事業者を対象とする指定告示等説明会を開催するなどにより、事業者における指定告示等の遵守の徹底を図ること
- ・ 事業者からの相談に対応する窓口の案内、指定告示等の内容を分かり易く解説した資料を公取近畿事務所のホームページに掲載するなど、指定告示等関係情報提供の充実を図ること

通知事項2

調査結果

指定告示が施行された平成16年10月1日から平成17年2月20日の間に、主要日刊紙へ掲載された有料老人ホームの新聞広告148件及び折り込み広告9件について指定告示等に照らして表示状況を調査した結果、適切でないとみられる表示が44件みられた。

主な事例

- ・ 協力医療機関について、具体的な協力医療機関名や協力内容等を表示していないもの（5件）
- ・ 介護職員等の数について、常勤換算方法による介護職員等の数を表示していないもの（11件）
- ・ 管理費など費用を表示しているが、当該費用の用途が具体的に記載されていないもの（11件）



通知要旨

新聞広告等における表示の適正化を図る観点から、

- ・ 広告代理店等で組織される団体と協力しながら、広告代理店等に対する指定告示等の周知をより一層図ること